

調布市災害廃棄物処理計画

— 資料編 —

令和6年3月

調布市

目次

1 災害廃棄物発生量の推計方法.....	1
(1) 発生量推計式（発災後）.....	1
(2) 避難所ごみ・粗大ごみの推計方法.....	3
2 し尿発生量，仮設トイレ必要台数の推計方法.....	4
3 仮置場必要面積の推計方法.....	6
4 市内の一般処理施設と処理能力.....	7
5 災害廃棄物の処理の流れ.....	8
6 処理困難物の対応.....	10
7 環境影響と環境モニタリング.....	13
8 市民への広報.....	15
(1) 片付けごみの出し方チラシの作成ポイント.....	15
(2) 災害時の主な広報の手段及びルートの整理.....	18
9 損壊家屋の解体・撤去.....	19
10 国庫補助金.....	20
(1) 災害等廃棄物処理事業 国庫補助金について.....	20
11 協定一覧.....	22
(1) 都・他自治体との災害時応援協定.....	22
(2) 処理事業者との災害時の応援協定.....	23
12 参考資料・URL 一覧.....	33

1 災害廃棄物発生量の推計方法

(1) 発生量推計式（発災後）

発災後の地震災害及び水害等における災害廃棄物発生量推計には、次の推計式を用いる。

表 1-1 推計式の種類とその適用範囲

種類	地震災害（揺れ）	水害	土砂災害
災害廃棄物全体量	推計式【1】		
片付けごみ発生量	推計式【2】		

出典「東京都災害廃棄物処理計画」（令和5年9月 東京都）

ア 災害廃棄物全体量 推計式【1】

$$Y = Y_1 + Y_2$$

Y : 災害廃棄物全体量（トン）

Y₁ : 建物解体に伴い発生する災害廃棄物量（トン）

Y₂ : 建物解体以外に発生する災害廃棄物量

※1 Y₂については、状況に応じて、推計式2を活用することを検討する。

$$Y_1 = (X_1 + X_2) \times a \times b_1 + (X_3 + X_4) \times a \times b_2$$

被災棟数（棟） X₁, X₂, X₃, X₄

添え字 1 : 住家全壊, 2 : 非住家全壊, 3 : 住家半壊, 4 : 非住家半壊

a : 災害廃棄物発生原単位（トン／棟）

$$a = A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2$$

A₁ : 木造床面積（㎡／棟）105.1

A₂ : 非木造床面積（㎡／棟）640.8

a₁ : 木造建物発生原単位（トン／㎡）0.5

a₂ : 非木造建物発生原単位（トン／㎡）1.2

r₁ : 解体棟数の構造内訳（木造）（％）

r₂ : 解体棟数の構造内訳（非木造）（％）

倒壊棟数の木造・非木造比率 木造 87.1%, 非木造 12.9%

b₁ : 全壊建物解体率（％）

地震（揺れ）0.75，地震（津波）1.00，水害及び土砂災害 0.5

b 2：半壊建物解体率（%）※2

地震（揺れ）0.25（0），地震（津波）0.25（0），

水害及び土砂災害 0.1（0）

※2 半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は，半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に併せて半壊建物解体率を修正することとする。

$$Y 2 = (X 1 + X 2) \times C P$$

C P：片付けごみ及び公物等量発生原単位（トン／棟）

地震（揺れ）53.5，地震（津波）82.5，水害 30.3，土砂災害 164

出典「東京都災害廃棄物処理計画」（令和5年9月 東京都）を一部編集

イ 片付けごみ量 推計式【2】

【地震】

$$C = (X 1 + X 2 + X 3 + X 4 + X 5) \times c$$

【水害】

$$C = (X 1 + X 2 + X 3 + X 4 + X 5 + X 6 + X 7) \times c$$

C：片付けごみ発生量（トン）

被災棟数（棟） X 1，X 2，X 3，X 4，X 5，X 6，X 7

添え字 1：住家全壊，2：非住家全壊，3：住家半壊，4：非住家半壊，

5：住家一部破損，6：床上浸水，7：床下浸水

c：片付けごみ発生原単位（トン／棟）

地震（揺れ）及び地震（津波）2.5，水害及び土砂災害 1.7

※被災棟数は，全壊→半壊→床上浸水→床下浸水の順に計数する（二重計上を防ぐため）。

出典「東京都災害廃棄物処理計画」（令和5年9月 東京都）を編集

(2) 避難所ごみ・粗大ごみの推計方法

ア 避難所ごみ

発生量 =

避難者数 × 発生原単位（粗大ごみ以外の生活系ごみの収集実績[※]に基づく）

※ 一般廃棄物処理実態調査における生活系ごみ搬入量の「収集量」と「直接搬入量」の合計

イ 可燃ごみ，粗大ごみ

発生量 = 平常時の発生量（収集実績に基づく） × 増加率

表 1-2 神戸市における阪神淡路大震災時のごみの発生状況（トン）

区分	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8～ 12月	合計
可燃ごみ	H 6	32,034	27,575	31,793	31,742	33,495	32,218	32,461	163,058	384,376
	H 7	27,124	29,085	31,921	29,714	32,589	30,299	31,079	154,192	366,003
	前年 比	84.7%	105.5%	100.4%	93.6%	97.3%	94.0%	95.7%	94.6%	95.2%
不燃系ごみ	H 6	10,700	8,444	10,212	13,791	13,349	11,963	12,507	61,733	142,699
	H 7	25,755	43,719	28,639	20,810	20,219	19,691	17,849	69,560	246,242
	前年 比	238.1%	517.8%	280.4%	150.9%	151.5%	164.6%	142.7%	112.7%	172.6%

出典「神戸市地域防災計画 地震・津波対策編」（平成 27 年）

2 し尿発生量，仮設トイレ必要台数の推計方法

し尿収集必要量は，①仮設トイレを必要とする人数と②非水洗化区域のし尿収集人口の合計にし尿計画1人1日平均排出量を乗じて推計する。

し尿発生量の算定方法を表 2-1 に，し尿発生量と仮設トイレ必要基数を表 2-2 に示す。

【前提条件】

- ・断水のおそれがあることを考慮し，避難所に避難する住民全員が仮設トイレを利用する避難所は一時に多くの人数を収容することから既存のトイレでは処理しきれないと仮定する。
- ・断水により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も仮設トイレを使用すると仮定する。
- ・断水により仮設トイレを利用する住民は，上水道が支障する世帯のうち半数とし，残り半数の在宅住民は給水，井戸水等により用水を確保し，自宅のトイレを使用すると仮定する。

表 2-1 し尿発生量算定方法

し尿収集必要量

$$\begin{aligned} &= \text{災害時におけるし尿収集必要人数} \times \text{1人1日平均排出量} \\ &= \left(\text{(ア)仮設トイレ必要人数} + \text{(イ)非水洗化区域し尿収集人口} \right) \\ &\quad \times \text{(ウ)1人1日平均排出量} \end{aligned}$$

(ア) 仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数

断水による仮設トイレ必要人数 =

$$\{ \text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口}) \} \times \text{上水道支障率} \times 1/2 ※$$

※断水により仮設トイレを利用する住民は，上水道に支障が生じる世帯のうち約1/2の住民と仮定

(イ) 非水洗化区域し尿収集人口 =

$$\text{くみ取り人口} - \text{避難者数} \times (\text{くみ取り人口} / \text{総人口})$$

(ウ) 1人1日平均排出量 = 1.7L / 人・日

出典「災害廃棄物対策指針技術資料」（令和2年3月 環境省）を編集

表 2-2 仮設トイレの必要基数算定方法

$\text{仮設トイレ必要設置数} = \text{仮設トイレ必要人数} / \text{仮設トイレ設置目安}$	
$\text{仮設トイレ設置目安} = \text{仮設トイレの容量} / \text{し尿の1人1日平均排出量} / \text{収集計画}$	
(例) 仮設トイレの平均的容量	: 400 L / 基
し尿の1人1日平均排出量	: 例 1.7 L / 人・日
収集計画	: 3日に1回の収集

出典「災害廃棄物対策指針技術資料」（令和2年3月 環境省）を編集

表 2-3 し尿発生量と仮設トイレ必要基数

項目	値	単位
総人口(a)	238,311	人
水洗化人口(a1)	238,270	人
くみ取り人口(a2)	41	人
上水道支障率(b)	20.5	%
避難生活者数(c)	34,277	人
断水による仮設トイレ必要人数(d)	20,910	人
非水洗化区域し尿収集人口(e)	35	人
仮設トイレ必要人数(f):c+d	55,187	人
災害時におけるし尿収集必要人数(g):e+f	55,222	人
し尿発生量(h):g×α	93,877	ℓ
仮設トイレ必要基数(i) : f÷ (400÷1.7÷3)	704	基

注) 小数点以下の四捨五入により合計は合わないところがある。

- a : 出典「一般廃棄物処理実態調査（令和3年度）」（環境省）
- b : 出典「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年 東京都防災会議）
- c : 令和5年1月1日時点の人口を基に算定したもの
- d, e : 「災害廃棄物対策指針技術資料」（令和2年3月 環境省）で示された方法で計算
- i : 表2-2より
- α : 1人1日平均排出量=1.7L/人・日

3 仮置場必要面積の推計方法

処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提とした算定方法を採用する。仮置場では災害廃棄物の搬入と搬出が並行して行われることから、搬入量と搬出量の差に相当する量を最大集積量とし、この保管面積を求めるという考え方である。

表 3-1 一次仮置場の必要面積の算定方法

必要面積 (m ²) =	
集積量 (t) ÷ 見かけ比重 (t/m ³) ÷ 積上げ高さ (m) × (1 + 作業スペース割合) (%)	
集積量 (t)	= 災害廃棄物発生量 (t) - 処理量 (t)
処理量 (t/年)	= 災害廃棄物発生量 (t) ÷ 処理期間 (年)
見かけ比重 (t/m ³)	: 可燃物 0.4t/m ³ , 不燃物 1.1t/m ³
積上げ高さ (m)	: 5 m 以下
作業スペース割合 (%)	: 80~100%

出典「災害廃棄物対策指針技術資料」(平成 31 年 4 月 環境省)

多摩東部直下地震(冬の夕方)により本市で想定される災害がれきの発生量と、それを全て仮置きするのに必要な仮置場の必要面積を表 3-2 に示す。発災時は災害廃棄物の運搬能力や処理の進行状況によって必要面積の見直しを行う。

表 3-2 仮置場の必要面積

区分	災害がれき発生量 (重量)	仮置場必要面積 (延べ面積)
多摩東部直下地震	324,078t	92,420.97 m ²

注) 積み上げ高さは 5m, 作業スペース割合は 1 とした

4 市内の一般処理施設と処理能力

本市の一般廃棄物処理施設と処理能力は表 4-1 のとおり。

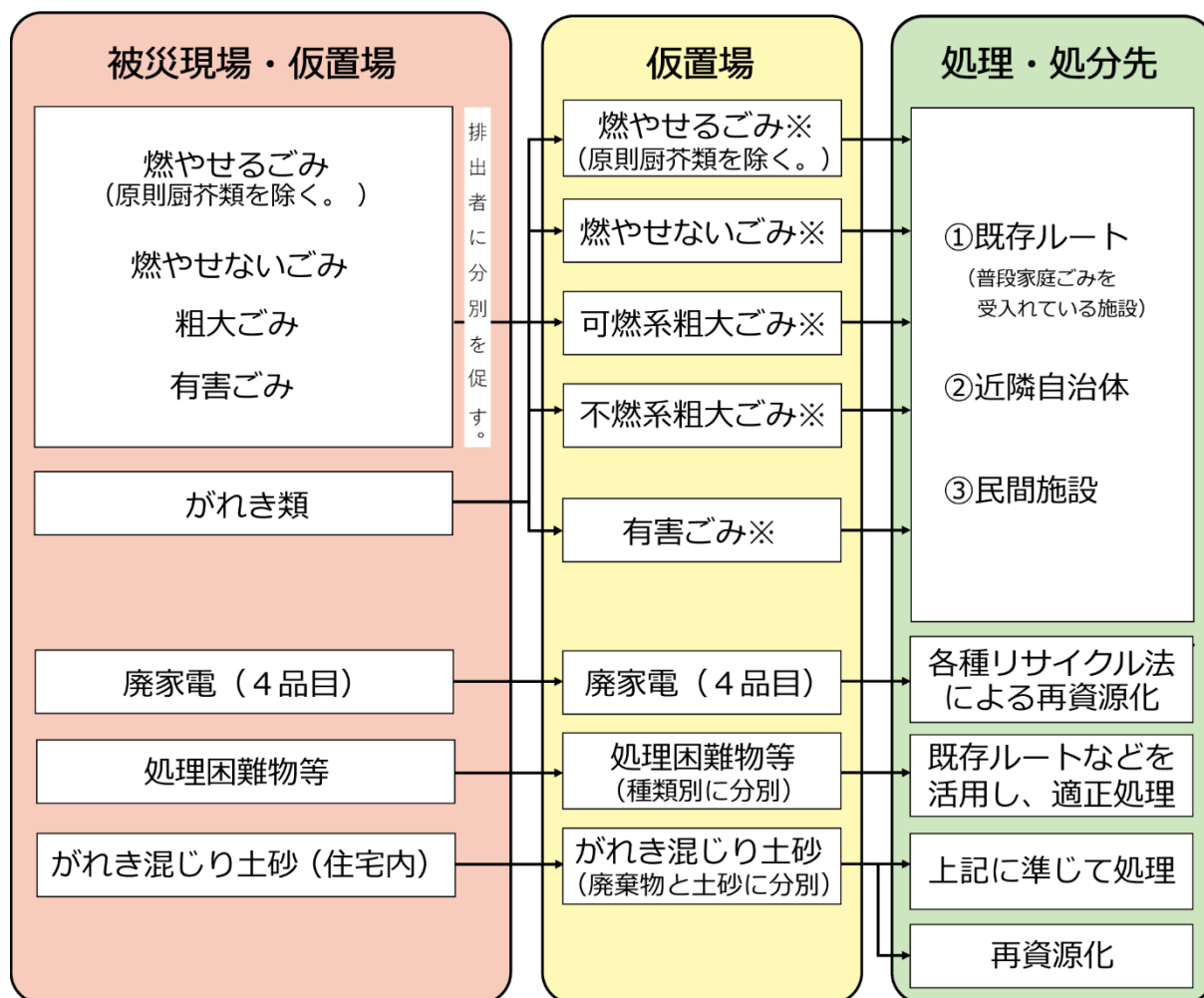
表 4-1 一般廃棄物処理施設の処理可能量

運営主体	処理品目	施設名	処理能力
ふじみ 衛生組合	可燃ごみ	クリーンプラザふじみ	144t/24 時間×2 基
	不燃ごみ・ 粗大ごみ	リサイクルセンター	35.5t/ 5 時間×2 基
	ペットボトル		7.5t/ 5 時間
東京たま広域 資源循環組合	焼却残さ (焼却灰)	エコセメント化施設	430t/日

5 災害廃棄物の処理の流れ

片付けごみと、解体廃棄物等の分別、選別、減量化、再資源化の流れは、図 5-1、図 5-2 のとおり。

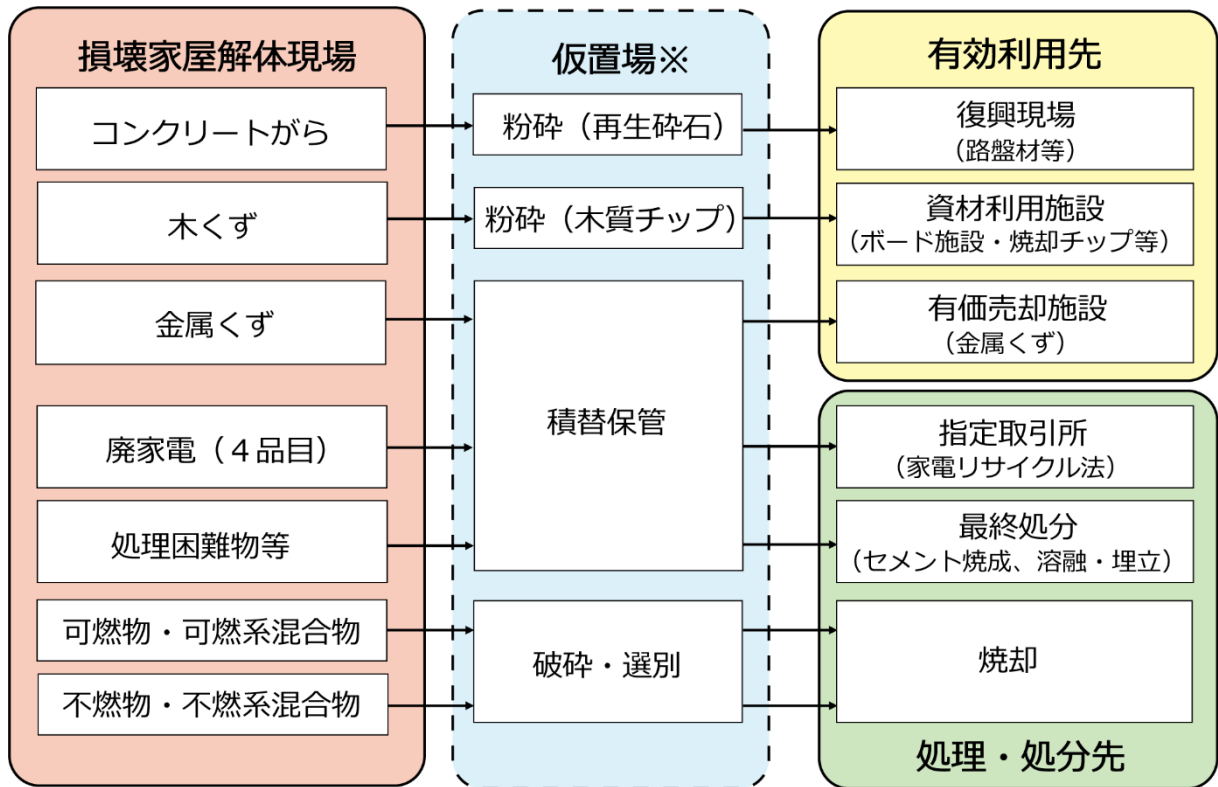
図 5-1 片付けごみの処理の流れ



※処理・処分先の受入基準に合わせて、適宜より詳細な選別を行う

出典「東京都災害廃棄物処理計画」(令和5年9月 東京都)を一部編集

図 5-2 解体廃棄物等の処理の流れ



※状況により仮置場は設置せず、直接、有効利用先・処理・処分先へ搬出する

出典「東京都災害廃棄物処理計画」（令和5年9月 東京都）を一部編集

6 処理困難物の対応

主な処理困難物等の保管方法，処理先，留意点は表 6-1，主な処理困難物等の参考資料名・URL は表 6-2 のとおり。

表 6-1 主な処理困難物等の保管方法・処理先・留意点

品目	危険	有害	大量	主な処理先	処理の留意点
石綿含有建材 (廃石綿等を含む)	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 自治体，民間処理施設（管理型最終処分場） 民間処理施設（溶融施設，無害化施設） 	<ul style="list-style-type: none"> 原則，排出場所から処理施設へ直送する。 やむを得ず石綿含有廃棄物を保管する場合は，他の廃棄物と分け，フレコンバックやドラム缶等の飛散防止措置を施し，保管場所である旨を表示する。 家屋解体時等は，「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参考に作業を行う。
P C B 廃棄物	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 民間処理施設（無害化処理認定施設等） 	<ul style="list-style-type: none"> PCB 廃棄物は，PCB 特別措置法において譲渡しが禁止されており，PCB 保管事業者が法令に基づき適正に保管・処分する必要があり，仮置場への搬入は原則行わない。
廃タイヤ			○	<ul style="list-style-type: none"> 民間処理施設（リサイクル施設） 	<ul style="list-style-type: none"> 一度燃えだすと消火が困難となるため，野積みした場合，山と山の間に距離を開ける必要がある。また，ひと山の面積は，消防法の規定により 500 m²が上限である。 たまった水が原因で発生する蚊や悪臭の対策を講じる必要がある。 タイヤに泥が付着していると処理先が受け取らない場合がある。
廃畳			○	<ul style="list-style-type: none"> 既存の処理ルート 民間処理施設（リサイクル施設） 	<ul style="list-style-type: none"> 水濡れしないようにブルーシート等で覆うとともに，保管時の高さ，火災に注意し，自然発火防止に努めて保管する。 腐敗するため，長期間の保管を避ける。

太陽光パネル			○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間処理施設（リサイクル施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感電等の危険性等があるので、感電防止及び水濡れ防止のために、分別保管に当たっては、受光面をブルーシート等で覆う。 ・ そのほか、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」を参考に作業を行う。
ガスボンベ	○		○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き取り販売店 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者が分かる場合は所有者に返還し、不明の場合は仮置場で一時保管する。 ・ 封入ガスの種類ごとに分別する。
上記以外	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存のリサイクルルート等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害廃棄物対策指針(技術資料)」等を参考に処理する。

出典「東京都災害廃棄物処理計画」（令和5年9月 東京都）

表 6-2 主な処理困難物等の参考資料名・URL

品目	参考資料名・URL
石綿含有建材 (廃石綿等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル (第3版) (令和5年4月) ● https://www.env.go.jp/content/000128426.pdf ● 環境省・厚生労働省 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル (令和4年3月改定) ● https://www.env.go.jp/content/900396898.pdf ● 環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-14】廃石綿等・石綿含有廃棄物の処理 (平成26年3月) ● http://kouikishori.env.go.jp/guidance/download/pdf/091_gi24-14.pdf
P C B 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省 廃石綿, 感染性廃棄物やP C B廃棄物が混入した災害廃棄物について(令和3年8月) ● http://kouikishori.env.go.jp/archive/r03_suigai/efforts/pdf/r03_suigai_info_210813_06.pdf
廃タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-5】廃タイヤ類の処理 (平成31年4月) ● http://kouikishori.env.go.jp/guidance/download/pdf/081_gi24-5.pdf
廃畳	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-1】混合可燃物の処理 (平成31年4月) ● http://kouikishori.env.go.jp/guidance/download/pdf/077_gi24-1.pdf ● 環境省 東日本大震災等の経験に基づく災害廃棄物処理の技術的事項に関する報告書 (平成29年3月) ● http://kouikishori.env.go.jp/document_video/pdf/wg_report_02.pdf ● 環境省 水害廃棄物対策指針 (平成17年6月) ● https://www.env.go.jp/houdou/gazou/6059/6839/2321.pdf
太陽光パネル	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン (第二版) (平成30年) ● https://www.env.go.jp/content/900512721.pdf ● 環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-16】太陽光発電設備の取扱いについて (被災した太陽光発電設備の取扱い上の留意事項) (令和5年1月) ● http://kouikishori.env.go.jp/guidance/download/pdf/092_gi24-16.pdf
ガスボンベ	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-15】個別有害・危険性品の処理 (令和5年1月改定) ● http://kouikishori.env.go.jp/guidance/download/pdf/091_gi24-15.pdf
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省 災害廃棄物対策指針 技術資料・参考資料【技 24-15】個別有害・危険性品の処理 (令和5年1月改定) ● http://kouikishori.env.go.jp/guidance/download/pdf/091_gi24-15.pdf

出典「東京都災害廃棄物処理計画」(令和5年9月 東京都)

7 環境影響と環境モニタリング

環境影響と環境保全策の例を表 7-1 に、環境モニタリングの調査項目と実施頻度の例を表 7-2 に示す。

表 7-1 環境影響と環境保全策（例）

影響項目	環境影響	対策（例）
大気	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去，仮置場作業における粉じんの飛散 ・石綿（建材等）の保管又は処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス，可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な散水の実施 ・保管，選別，処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿（アスベスト）分別の徹底 ・作業環境，敷地境界での石綿（アスベスト）の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限，危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音 振動	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去等処理作業に伴う騒音や振動 ・仮置場への搬入，搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動の機械，重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内にアスファルト舗装，遮水シートを敷設 ・有害物の分別保管 ・仮置場の土壌汚染調査
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤，脱臭剤，防虫剤の散布，シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水，雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止 ・仮置場の排水溝での水質調査

出典「災害廃棄物対策指針技術資料」（平成 31 年 4 月 環境省）を編集

表 7-2 環境モニタリングの調査項目と実施頻度（例）

調査事項	調査項目		モニタリング頻度
大気質	排ガス	ダイオキシン類	1～2回/年
		窒素酸化物（NOX）	3～12回/年
		硫黄酸化物（SOX）	
		塩化水素（HCl）	
		ばいじん	
	粉塵（一般粉塵）	4～12回/年	
石綿 （特定粉塵）※	作業ヤード※	4～12回/年	
	敷地境界※	2～12回/年	
騒音振動	騒音レベル		1～4回/年
	振動レベル		
悪臭	特定悪臭物質濃度， 臭気指数（臭気強度）		1～2回/年
水質	水素イオン濃度（pH）		1～12回/年
	浮遊物質量（SS），濁度等		
	生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）		
	有害物質		
	ダイオキシン類		
	全窒素（T-N），全リン（T-P）		
分級土	有害物質		1回/900 m ³

※廃石綿の廃棄物が確認された場合には測定

出典「災害廃棄物対策指針技術資料」（平成31年4月 環境省）を編集

8 市民への広報

(1) 片付けごみの出し方チラシの作成ポイント

発災後に必要となる広報の作成ポイントは下記のとおり。

また、雛形の参考例は図 8-1 に示す。

- ・被災者への配慮の視点
 - ・発行日（仮置場の場所が変更となる場合があるため）
 - ・片付けごみ収集方法（個別収集やステーション回収，仮置場への搬入等）
※排出すべき場所を提示し，それ以外は認められないとする旨を明確にする
 - ・作業時の安全の確保への注意喚起，危険物の取扱い及び優先回収物の設定等・
基本事項の記載（災害時のごみを対象としている旨や厨芥類の取扱い等。特に，
冷蔵庫の中身等の腐敗物と，不燃ごみに混ざる危険物・有害物は，初期の段階
に排出されるため，取扱いを明記）
 - ・仮置場で分別しておろすことが分かる記載
 - ・排出場所，排出可能期間と時間，排出方法及び最新情報の入手方法
 - ・便乗ごみへの対策
 - ・分別の必要性，分別方法（排出の荷姿等），分別の種類（各地域によりごみの
呼び方が異なる可能性があるため，イラスト等で分かり易く記載）
 - ・仮置場案内図及び仮置場分別配置図
- ※集積所の場合は，面積を考慮し，必要に応じて搬入品目を絞るなどして，適切
な分別配置図を検討する
- ・ごみ出しが困難な高齢者等への支援方法
 - ・災害廃棄物に関する問合せ先
 - ・そのほか，外国人が多い地域等では，外国人向け広報資料も必要に応じて作成

図 8-1 片付けごみの出し方チラシ（例）

<表面>

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い

年 月 日 現在

災害により発生したごみの出し方・ 仮置場のご案内

●生ごみを含む生活ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。豪雨により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。

注意事項

- ・冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・危険なもの（バッテリー、消化器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。



■仮置場では、誘導員にしたがって決められた場所においてください。

場 所：○○○○○○ ※裏面をご覧ください。

開設期間：○月○日まで ○：○○～○：○○

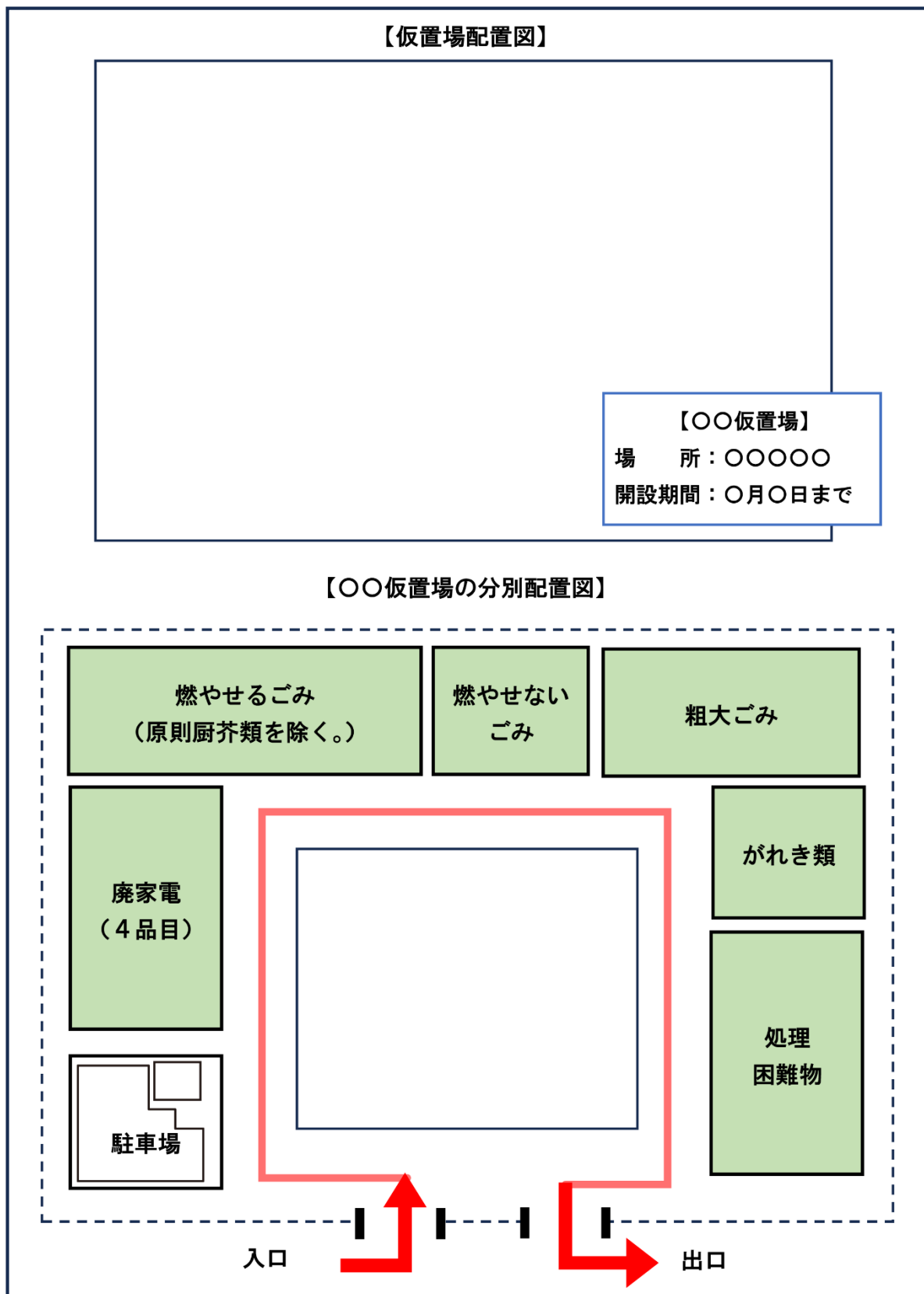
場所、開設期間等は、最新の情報を行政ホームページ等で必ず確認してください。また、受け入れに必要な書類・身分証明書（運転免許証など）、被災証明書（原本）または、罹災証明書をお持ちください。

<p>燃やせるごみ (プラスチック・衣類)</p>	<p>燃やせないごみ (ガラス・陶磁器・ 金属類など)</p>	<p>がれき類 (瓦・ブロックくずなど)</p>
<p>処理困難物 (畳・給湯器・ 太陽光パネルなど)</p>	<p>粗大ごみ (家具類など)</p>	<p>廃家電類</p>

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話：○○○-○○○-○○○○）へ相談してください。

【問合先】○○○○○○○○○○ 電話 ○○○-○○○-○○○○

<裏面>

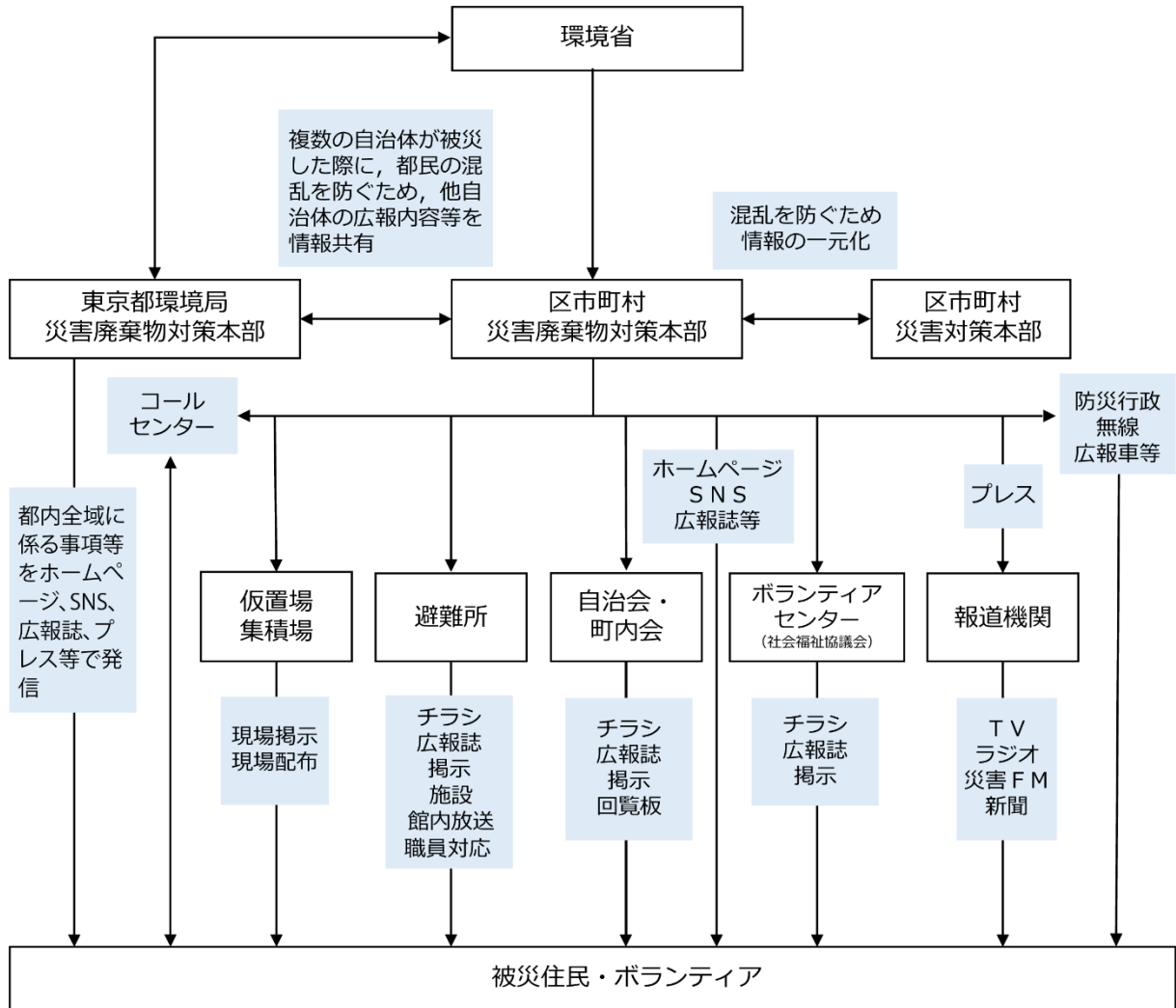


出典「東京都災害廃棄物処理計画」(令和5年9月 東京都)を一部編集

(2) 災害時の主な広報の手段及びルートの整理

初動期の情報伝達主体、手段及びルートは図 8-2 のとおり。

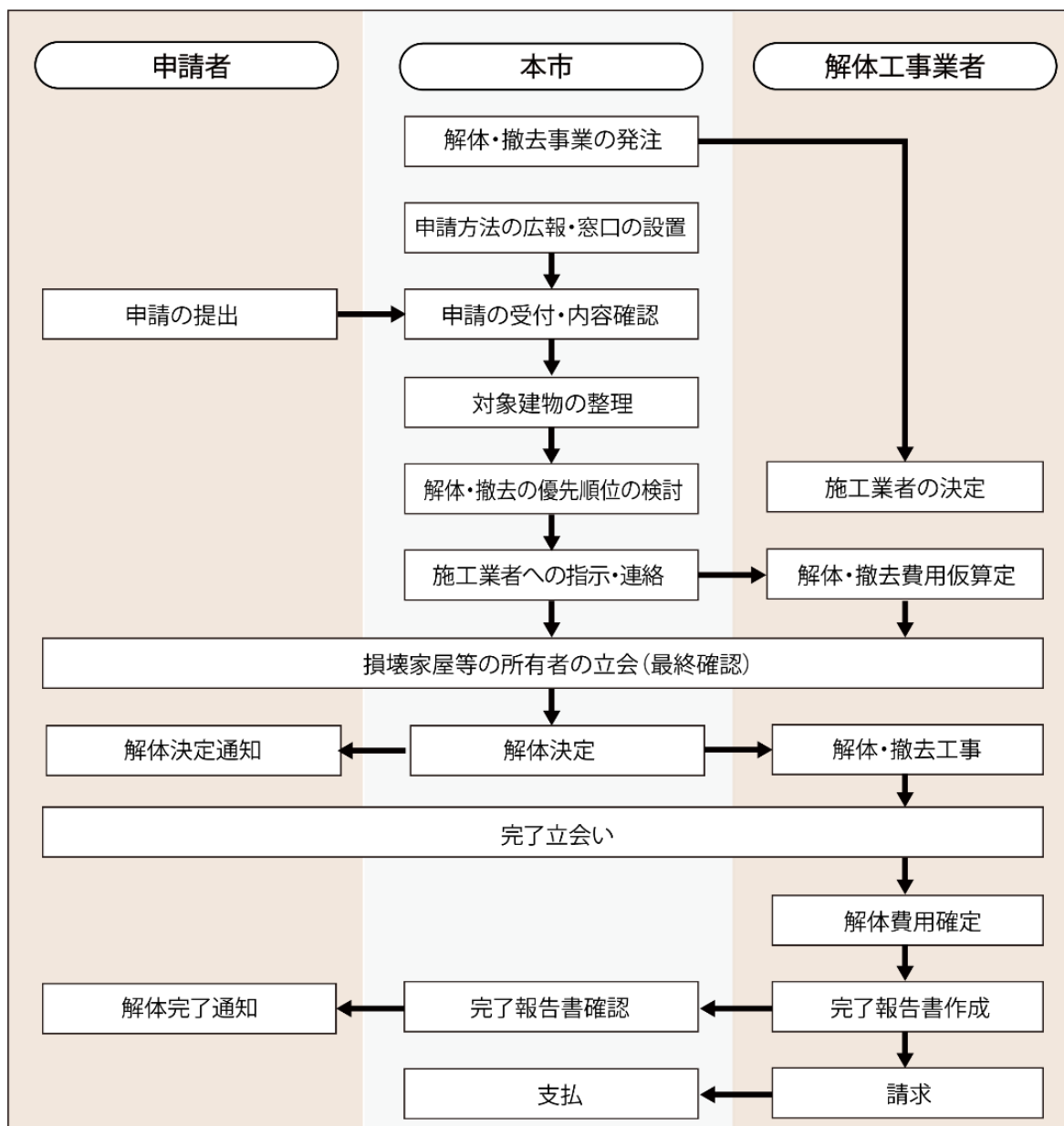
図 8-2 初動期の情報伝達主体、手段及びルート（例）



9 損壊家屋の解体・撤去

公費解体による損壊家屋の解体・撤去手続きのフロー（例）を図 9-1 に示す。

図 9-1 損壊家屋の解体・撤去手続きのフロー（例）



出典「災害廃棄物対策指針技術資料」（令和2年3月 環境省）を編集

10 国庫補助金

(1) 災害等廃棄物処理事業 国庫補助金について

表 10-1 災害等廃棄物処理事業 国庫補助金について

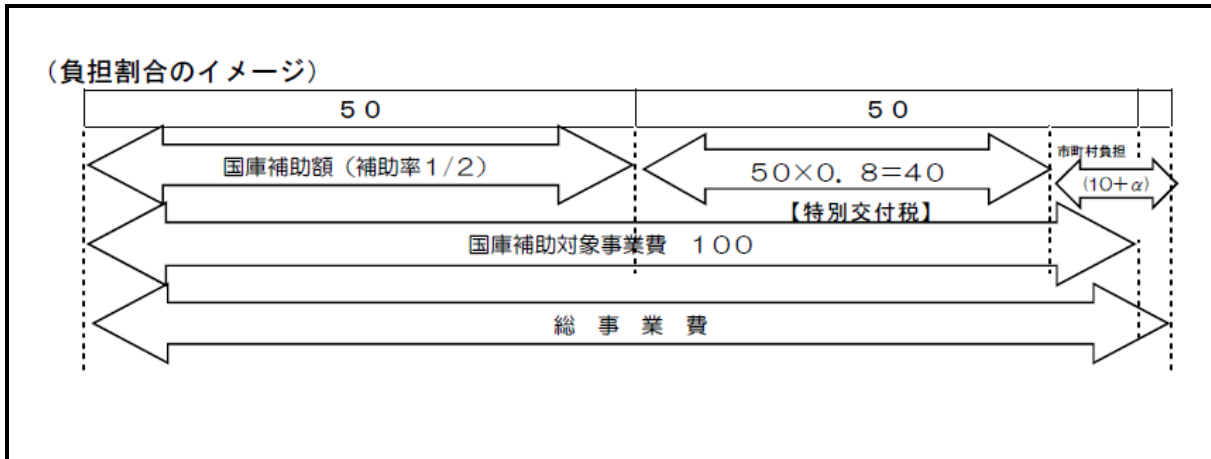
【災害等廃棄物処理事業】

(目的)

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を財政的に支援し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

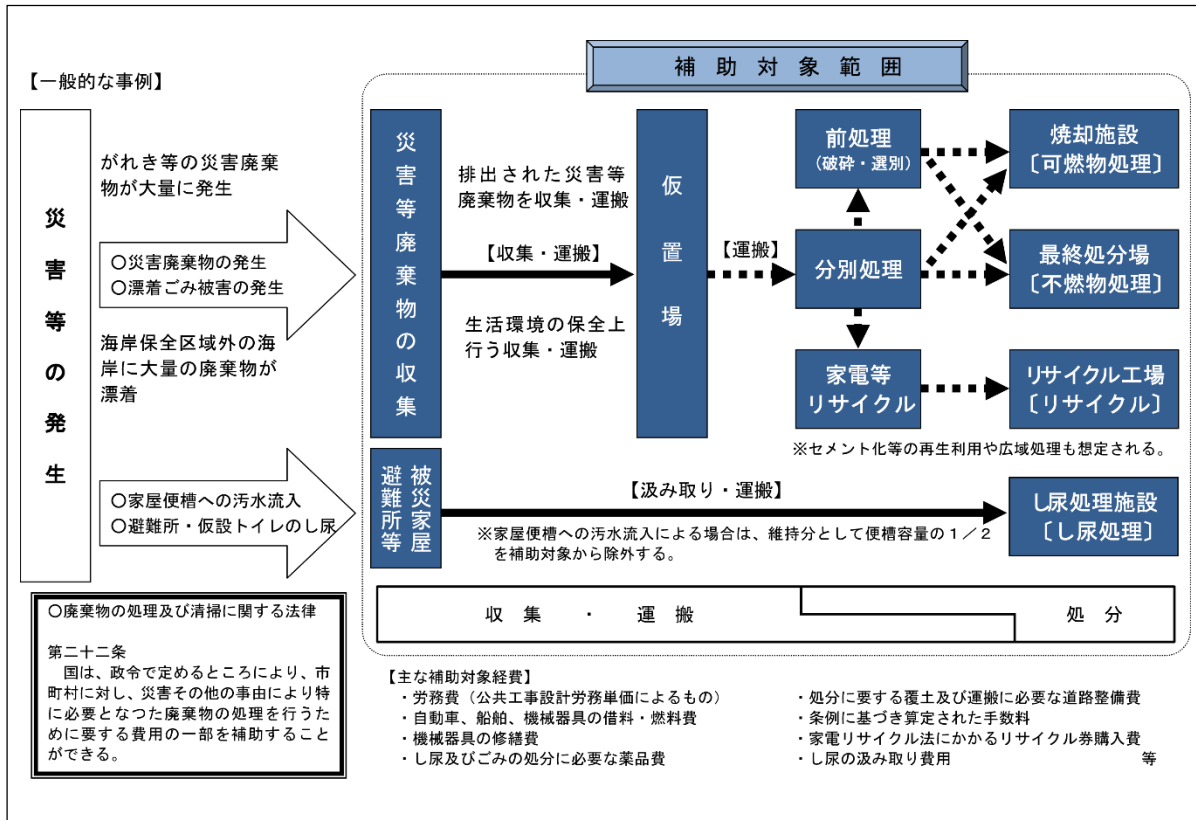
(概要)

- ① 事業主体 : 市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区を含む。）
 - ② 対象事業 :
市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由（災害に起因しないが、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に定める海岸保全区域外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく避難所の開設期間内のもの。
 - ③ 補助率 : 1/2
 - ④ 補助根拠 : ・ 廃棄物処理法第22条
・ 廃棄物処理法施行令（昭和46年政令第300号）第25条
- (参考) 災害等廃棄物処理事業の沿革
- ・ 清掃法（廃棄物処理法の前身）第18条に国庫補助の趣旨が規定
 - ・ 廃棄物処理法の制定に伴い第22条に趣旨が規定
 - ・ 平成19年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加
- ⑤ その他
本補助金の補助うら分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。



出典「災害関係業務事務処理マニュアル」(令和4年4月 環境省)

図 10-1 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象範囲



出典「災害関係業務事務処理マニュアル」(令和4年4月 環境省)

1 1 協定一覧

(1) 都・他自治体との災害時応援協定

- 災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書
(東京都下水道局流域下水道本部)
- 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書
(多摩地域 26 市 3 町 1 村一部事務組合 8 組合)

(2) 処理事業者との災害時の応援協定

- 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書（株式会社調布清掃）

災害時における廃棄物処理等の
協力に関する協定書

株式会社 調布清掃

調 布 市

災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

災害時に排出される木くず、コンクリート塊、金属くず、がれき、残灰等及びこれらの混合物並びに倒壊家屋、倒壊樹木、破損家財、濡水家財及び避難市民の生活廃棄物・し尿（以下「災害時廃棄物」という。）の撤去・収集・運搬及び処理・処分（以下「災害時廃棄物処理等」という。）の協力に関し、調布市（以下「甲」という。）と株式会社調布清掃（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の自然災害（以下「自然災害」という。）により調布市内で大規模な災害が発生した場合に、調布市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、調布市内に自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時廃棄物処理等が必要になったときは、乙に対し災害時廃棄物処理等の協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し災害時廃棄物処理等の協力を依頼する場合は、災害時廃棄物処理等協力依頼書（第1号様式）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時廃棄物処理等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時廃棄物の具体的内容及び状況
- (3) 災害時廃棄物処理等の実施地区
- (4) 災害時廃棄物処理等の実施内容
- (5) 災害時廃棄物処理等の期間
- (6) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けたときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、可能な限り災害時廃棄物処理等を実施するものとする。

（災害時廃棄物処理等の実施）

第3条 乙は、甲からの依頼の内容に基づき甲の指示に従い災害時廃棄物処理等を実施する。

2 甲は、乙の災害時廃棄物処理等の実施が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、災害時廃棄物処理等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

4 乙は、災害時廃棄物処理等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害時廃棄物処理等実施状況報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙の災害時廃棄物処理等に要した費用のうち、甲と締結したごみ及び資源物等収集運搬業務委託契約において収集、運搬すべき分の費

用を超える分の費用について負担する。

(請求及び支払)

第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物処理等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、費用の支払いの時期についてはこの限りではない。

(災害補償)

第6条 甲は、第3条第1項に規定するに災害時廃棄物処理等に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への協力)

第7条 乙は、災害時廃棄物処理等が円滑に遂行できるよう、調布市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、令和4年8月1日から令和5年7月31日までとする。ただし、第4条に規定するごみ及び資源物等収集運搬業務委託契約が更新された場合においては、協定期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年8月1日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
東京都調布市
代表者 市長 長友貴樹

乙 東京都調布市深大寺東町五丁目8番地1号
株式会社調布清掃
代表者 代表取締役 梶原良介

第1号様式（第2条関係）

調 第 号
年 月 日

株式会社調布清掃

代表取締役

殿

調布市長

災害時廃棄物処理等協力依頼書

「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づき、災害時廃棄物処理等に関する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害の状況	
災害時廃棄物の具体的内容及び状況	
災害時廃棄物処理等の実施地区	
災害時廃棄物処理等の実施内容	
災害時廃棄物処理等の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
その他	

※連絡先

部

課 担当

電話

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

調布市長 殿

株式会社調布清掃
代表取締役

災害時廃棄物処理等実施状況報告書

「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づく災害時廃棄物処理等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害時廃棄物 処 理 等 の 実 施 内 容	
災害時廃棄物 処 理 等 の 期 間 及 び 時 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
災害時廃棄物 処 理 等 の 実 施 場 所	
災害時廃棄物 の 仮 置 場 等	
人員、車両 及 び 資 機 材 等 の 状 況	
そ の 他	

※連絡先（担当・電話）

- 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書（株式会社吉野清掃）

災害時における廃棄物処理等の 協力に関する協定書

株式会社 吉野清掃

調 布 市

災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

災害時に排出される木くず、コンクリート塊、金属くず、がれき、残灰等及びこれらの混合物並びに倒壊家屋、倒壊樹木、破損家財、濡水家財及び避難市民の生活廃棄物・し尿（以下「災害時廃棄物」という。）の撤去・収集・運搬及び処理・処分（以下「災害時廃棄物処理等」という。）の協力に関し、調布市（以下「甲」という。）と株式会社吉野清掃（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の自然災害（以下「自然災害」という。）により調布市内で大規模な災害が発生した場合に、調布市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、調布市内に自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時廃棄物処理等が必要になったときは、乙に対し災害時廃棄物処理等の協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し災害時廃棄物処理等の協力を依頼する場合は、災害時廃棄物処理等協力依頼書（第1号様式）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時廃棄物処理等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時廃棄物の具体的内容及び状況
- (3) 災害時廃棄物処理等の実施地区
- (4) 災害時廃棄物処理等の実施内容
- (5) 災害時廃棄物処理等の期間
- (6) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けたときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、可能な限り災害時廃棄物処理等を実施するものとする。

（災害時廃棄物処理等の実施）

第3条 乙は、甲からの依頼の内容に基づき甲の指示に従い災害時廃棄物処理等を実施する。

2 甲は、乙の災害時廃棄物処理等の実施が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、災害時廃棄物処理等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

4 乙は、災害時廃棄物処理等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害時廃棄物処理等実施状況報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙の災害時廃棄物処理等に要した費用のうち、甲と締結したごみ及び資源物等収集運搬業務委託契約において収集、運搬すべき分の費

用を超える分の費用について負担する。

(請求及び支払)

第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物処理等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、費用の支払いの時期についてはこの限りではない。

(災害補償)

第6条 甲は、第3条第1項に規定するに災害時廃棄物処理等に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への協力)

第7条 乙は、災害時廃棄物処理等が円滑に遂行できるよう、調布市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、令和4年8月1日から令和5年7月31日までとする。ただし、第4条に規定するごみ及び資源物等収集運搬業務委託契約が更新された場合においては、協定期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年8月1日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
東京都調布市
代表者 市長 長友貴樹

乙 東京都調布市布田5丁目24番地1
株式会社吉野清掃
代表者 代表取締役 吉野普郁

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

株式会社吉野清掃
代表取締役 吉野 普郁 殿

調布市長 長友 貴樹

災害時廃棄物処理等協力依頼書

「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づき、災害時廃棄物処理等に関する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害の状況	
災害時廃棄物の具体的内容及び状況	
災害時廃棄物処理等の実施地区	
災害時廃棄物処理等の実施内容	
災害時廃棄物処理等の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
その他	

※連絡先 部 課 担当 電話

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

調布市長 殿

株式会社 吉野清掃
代表取締役 吉野普郁

災害時廃棄物処理等実施状況報告書

「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づく災害時廃棄物処理等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害時廃棄物 処 理 等 の 実 施 内 容	
災害時廃棄物 処 理 等 の 期 間 及 び 時 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
災害時廃棄物 処 理 等 の 実 施 場 所	
災害時廃棄物 の 仮 置 場 等	
人 員 、 車 両 及 び 資 機 材 等 の 状 況	
そ の 他	

※連絡先（担当・電話）

1 2 参考資料・URL 一覧

国や都の関連資料，技術資料等を表 1 2-1 に示す。

表 1 2-1 国や都の関連資料，技術資料 URL

	参考資料名・URL
災害廃棄物対策指針等	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物対策指針（環境省，平成 30 年 3 月改定） http://kouikishori.env.go.jp/guidance/guideline/ ● 技術資料，参考資料（環境省，平成 31 年 4 月改定） http://kouikishori.env.go.jp/guidance/download/ ※ 災害廃棄物等の発生量推計方法，災害支援協定・事務委託等の記載例 ● 東京都災害廃棄物処理計画（東京都，令和 5 年 9 月改定） https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/plan/resource/disaster_waste.html
災害廃棄物処理に関する行政事務関連	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き （環境省東北地方環境事務所・関東地方環境事務所，平成 30 年 3 月） http://kanto.env.go.jp/mat01_tebiki.pdf ● 災害関係業務事務処理マニュアル（環境省，平成 26 年 6 月） ● https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/manual140625set.pdf
（一次）仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場の確保と配置計画にあたっての留意事項（環境省 平成 26 年 3 月 31 日作成） https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/dwasteguideline/pdf/parts/gi1-14-5.pdf ● 一次仮置場の設置運営に係る手引き（広島県，令和 2 年 6 月） https://dwasteinfo.nies.go.jp/plan/project_doc/kariokibatebiki_hiroshima.pdf
損壊家屋撤去	<ul style="list-style-type: none"> ● 家屋解体マニュアル（環境省近畿環境事務所 令和 4 年 3 月） https://kinki.env.go.jp/content/000126260.pdf ● 損壊家屋等の解体・撤去と分別にあたっての留意事項 （環境省 技術資料 技 1-15-1 平成 26 年 3 月作成） https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/dwasteguideline/pdf/parts/gi1-15-1.pdf ● 公費解体に係る事務手続き（環境省 技術資料 技 19-2 令和 2 年 3 月作成） http://kouikishori.env.go.jp/guidance/download/pdf/067_gi19-2.pdf ● 解体・撤去に係る手順と必要書類の例（環境省 参考資料 参 31-1） http://kouikishori.env.go.jp/guidance/download/pdf/re31-1.pdf ● 解体・撤去に係る様式集・フォーマットの例（環境省 参考資料 参 16-1） https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/dwasteguideline/pdf/parts/sanko16-1.pdf
避難所トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府 平成 28 年 4 月） https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1605hinanjo_toilet_guideline.pdf

登録番号
(刊行物番号)

2023-173

調布市災害廃棄物処理計画（資料編）

発行日	令和6年3月
編集・発行	調布市 環境部 ごみ対策課
住所	〒182-0031 東京都調布市野水2丁目1番地1 (調布市クリーンセンター)
電話	042-306-8200
ホームページ	https://www.city.chofu.lg.jp/
印刷	庁内印刷